

肝疾患診療体制の強化について

肝疾患診療連携拠点病院事業に関する
行政事業レビュー公開プロセス
評価コメント

- 拠点病院間の格差是正や肝炎情報センターの機能強化が必要
- 陽性キャリアの受診率の格差等の是正に向けた検討が必要
- KPI（成果指標）の見直しが必要

見直しの概要

- ①肝炎情報センターの戦略的強化を図り、拠点病院の支援体制を大幅に強化するとともに、②地域単位での肝疾患診療のネットワークを強化することで、地域における肝炎診療の質の向上を図る。

見直しのポイント

- ポイント①：肝炎情報センターによる拠点病院の支援体制の強化
 ポイント②：地域全体の肝疾患診療のネットワーク強化
 ポイント③：複数のKPI（成果指標）の設定を通じたPDCAサイクルを実施
 ※KPIの例：肝炎治療コーディネーターの活動支援、市町村等への技術支援

新 肝炎情報センター戦略的強化事業

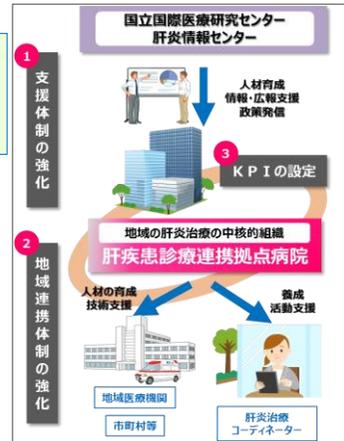
人的支援・情報支援・政策発信

- 肝炎医療人材の育成（研修プログラムのカスタマイズ・定着支援）
- 拠点病院の支援（拠点病院が抱える課題の分析・最適化・水平展開）
- 情報発信の強化（最新のエビデンスに基づく正しい知識の効果的発信）
- 肝炎対策の進捗評価・政策提言、先駆的実証の推進

新 肝疾患診療地域連携体制強化事業

「早期発見」×「早期治療」

- 拠点病院による市町村等に対する技術支援
- 地域連携の推進（「受検」・「受診」・「受療」の強力な推進）
- 肝疾患相談センターでの相談 等



肝疾患診療連携拠点病院の関係事業の見直し案について(概要)

1 事業の見直しについて

現在の肝炎患者等支援対策事業は、28年度から以下の3事業に再編。

名称	助成先	28年度予算案(千円)
①肝炎情報センター戦略的強化事業	肝炎情報センター	120,123
②肝疾患診療地域連携体制強化事業	肝疾患診療連携拠点病院(都道府県経由)	443,823
③肝炎対策協議会等事業	都道府県	54,916
計		618,862

②は国立大学法人等も含め、国の補助割合を 1/2とするとともに、③と併せて交付先を都道府県に一体化。3事業ともメニューに応じ事業を実施するが、①は、一部メニューを肝疾患診療連携拠点病院に再委託。

2 事業の実施について(フレーム案) (別表メニュー表、及びスキーム図参照)

(1) 都道府県による実施計画の策定

- ・①～③の各メニューに係る実施計画を策定（平成28年末までに提出、複数年度でも可）
- ・都道府県での肝炎診療の充実・向上、肝炎患者等への支援という事業の趣旨を踏まえ、事業種別ごとに評価指標の設定を行うこととし、各都道府県で検討のうえ、実施計画に明記。

※指標の設定例は以下の通り

【支援系】患者支援、関係者支援に関わる事業

- ・相談件数(拠点病院、都道府県等での状況)、・B型、C型ウイルス肝炎陽性者の初診件数(フォローアップ)
- ・患者、関係機関等に対する支援(説明会、連携バス等)の実施状況、等

【研修系】会議、研修に関わる事業

- ・肝炎対策協議会の開催の有無、参加者、内容(議題等)、
- ・拠点病院から医療機関に対する会議、研修、情報交換等の実施の有無、状況、及び医療機関から拠点病院に対する相談等の有無、状況
- ・肝炎医療コーディネーター制度の有無、育成・活用の実施の有無、等

【啓発系】普及啓発に関わる事業

- ・啓発に係る効果(ポスター等配布、PR状況から測定)
- ・啓発実施に係る関係者との連携・協力体制の有無、効果、・「知って肝炎プロジェクト」との連携の有無、効果、等

(一部の事業メニューにはインセンティブ評価を導入し、指標等(指標の設定例のうちの下線部を想定)が一定の要件を満たす場合には定額補助を行うことを検討中)

(2)留意事項

※事業内容については、各都道府県、肝炎診療連携拠点病院その他の関係者との協議を経て決定

・肝炎診療体制の整備における、肝炎情報センター、都道府県等の地方自治体及び拠点病院の役割の整理については、今般見直しを行う肝炎対策基本指針及び「肝炎診療体制の整備について」(平成19年健康局長通知)の改正にて対応の方向。

・実施計画及び事業報告は各都道府県から厚生労働省に提出するが、当該資料は、厚生労働省から肝炎情報センターに提供する予定(肝炎情報センターは、指標の設定内容及び効果等について検証を行い、厚生労働省、都道府県及び拠点病院へ提言等を行う方向)。

・都道府県と拠点病院で、又は都道府県内の拠点病院間で連携して事業を実施する場合は、効果的・効率的な事業実施を確保する観点から、実施計画に事業内容及び連携して実施する旨を記載した上で実施。

・地域肝炎治療コーディネーター養成を行う都道府県においては、今後、厚生労働省として、当該コーディネーターの役割等について一定の考え方を明示する予定であるので、それを参考に都道府県で規約等を策定し、役割等の明確化を求める方向。

・「知って肝炎プロジェクト」との連携(活用)を積極的に行うよう求める予定。

※都道府県担当者に向けては、以下を連絡中(該当が有るところは1月末までに連絡依頼)

国立大学法人等に係る補助割合の変更に伴い、国立大学法人を含む拠点病院を複数抱える都道府県等において著しい負担増を生じることを背景として、拠点病院事業の円滑な実施が著しく困難となり、地域における肝炎診療体制の確保や患者等支援の実施に支障が生じるおそれのある都道府県については、別途個別の対応を検討する方向。

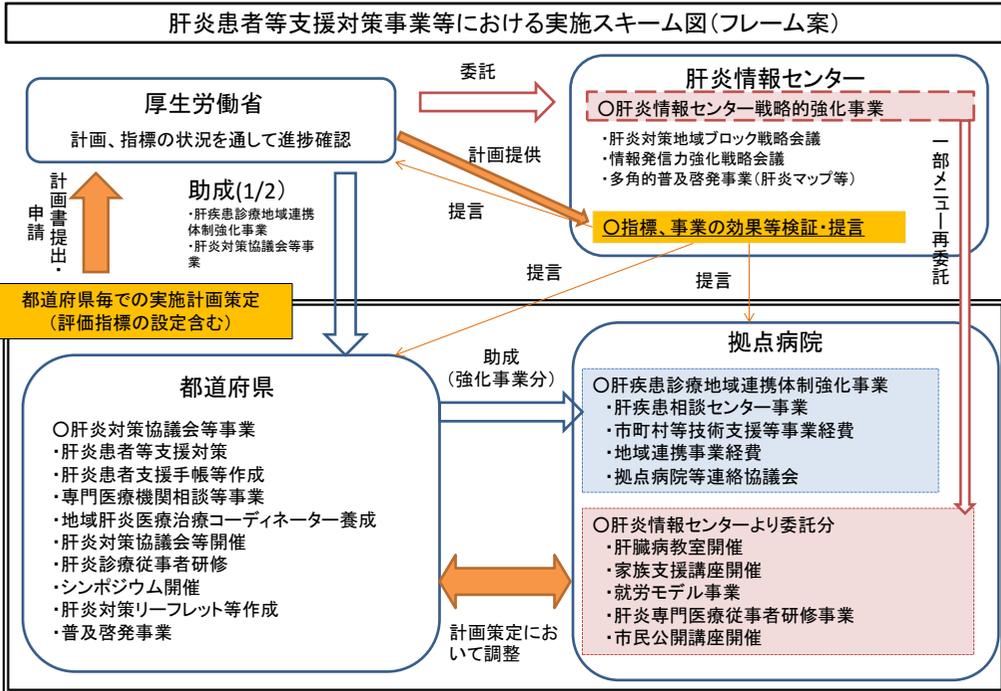
3 今後のスケジュール(見通し)について

- 1月末まで 拠点病院・都道府県担当者に事業概要(フレーム案)提示、補助割合変更に伴う特例措置希望の有無
- 2月末まで 都道府県、肝炎情報センター等と内容調整(個別協議含む)
- 3月末まで 事業案の提示
- 5月～ 実施要綱等の案提示、要望額調査
- 7月頃 配分額内示
- 12月末まで 都道府県から厚生労働省に対して実施計画の提出

別表 メニュー表

事業種別	①センター事業	②拠点病院事業	③都道府県事業
支援系			
患者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝臓病教室開催 ・ 家族支援講座開催 ・ 肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎相談センター事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎患者等支援対策 ・ 肝炎患者支援手帳等作成 ・ 専門医療機関相談等事業
関係者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新 事業評価運営経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新 市町村等技術支援等事業経費 ・ 新 地域連携事業経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域肝炎医療治療コーディネーター養成
研修系			
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新 肝炎対策地域ブロック戦略会議 ・ 新 情報発信力強化戦略会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎診療連携拠点病院等連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎対策協議会等開催
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎専門医療従事者研修事業 ・ 一般医療従事者研修 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎診療従事者研修
啓発系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公開講座開催 ・ 新 多角的普及啓発事業 		<ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウム開催 ・ 肝炎対策リーフレット等作成 ・ 普及啓発事業

注)下線部は拠点病院への委託による実施を予定。



4.国民に対する正しい知識の普及啓発 2億円 (2億円)

◎ 教育、職場、地域あらゆる方面への正しい知識の普及啓発

肝炎に関する正しい知識を国民各層に知っていただき、肝炎ウイルスの感染予防に資するとともに、患者・感染者の方々がいわれのない差別を受けることのないよう、普及啓発に努めている。

肝炎患者等支援対策事業(普及啓発部分)

20百万円 (18百万円)



- 自治体の普及啓発活動に対する補助事業
 - ・ シンポジウム開催、ポスター作成、新聞・中吊り広告 等
- 肝炎情報センターによる情報発信、肝疾患診療連携拠点病院による普及啓発活動
 - ・ 科学的根拠に基づく正しい知識の発信、市民公開講座・肝臓病教室の開催

肝炎総合対策推進国民運動事業

(「知って、肝炎」プロジェクト)

1億円 (1億円)



- 多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進する。

「肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」の実績

国民(個人)	企業・団体	地方自治体
<p><課題> 「保健所や一部の医療機関での無料検査」を約90%の国民が認知していない</p> <p><7/23「知って、肝炎」2015></p>  <p><広報施策> YouTube動画チャンネル</p>  <p>厚生労働省YOUTUBEオフィシャルサイトで展開</p>	<p><課題> 受検率を左右する「職場の定期健康診断」だが、必ず検査している組合が極めて少ない</p> <p><日経健康セミナー></p>  <p>経営者・人事総務担当を中心に参加</p>  <p>セミナーの様子は日本経済新聞朝刊にて採録を実施。</p>	<p><課題> 地方自治体などを巻き込んだ連鎖反応の創出が国民運動を成功させるためには必要</p> <p><東京都知事表敬訪問> 伍代夏子氏</p>  <p>計3番組・12紙・WEBで報道。</p> <p><佐賀県知事表敬訪問> 高橋みなみ氏</p>  <p>地元TV4番組・地元新聞4紙・WEBで報道。</p>

⇒ 肝炎の『早期発見』『早期治療』を重点訴求 (全ての国民が一生に一度は受検する必要がある「肝炎ウイルス検査」の積極推進)

政策課題解決型の戦略的広報の展開

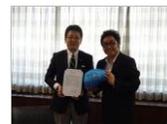
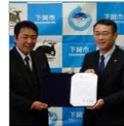
「知って、肝炎プロジェクト」大使・スペシャルサポーター首長訪問状況

知って、肝炎
Hepatitis Think Again

特別参与 杉 良太郎
特別大使 伍代 夏子
広報大使 徳光 和夫



「スペシャルサポーター」
石田 純一 貴乃花 光司
岩本 輝雄 高橋 みゆき
w-inds. 田辺 靖雄
上原 多香子 夏川 りみ
内山 高志 仁志 敏久
AKB48メンバー 平松 政次
EXILEメンバー 堀内 孝雄
小橋 建太 的場 浩司
コロッケ 三浦 大輔
島谷 ひとみ 安田 美沙子
清水 宏保 山川 豊
瀬川 瑛子 山本 譲二
※敬称略



日程	訪問先	大使・スペシャルサポーター
2014/8/7	東京都	伍代夏子氏
2015/2/19	山口県	山本譲二氏
2015/5/8	佐賀県	AKB48 高橋みなみ氏
2015/5/19	熊本県、熊本市	コロッケ氏
2015/7/31	旭川市	清水宏保氏
2015/8/21	岡山市	平松政次氏
2015/9/14	広島県、呉市	島谷ひとみ氏
2015/11/5	静岡県	伍代夏子氏
2015/11/26	川崎市	EXILE松本氏
2015/11/26	茨城県	仁志敏久氏
2016/1/13	愛媛県	上原多香子氏
2016/2/2	宮崎県	岩本輝雄氏

5.研究の推進

37億円（44億円）

・肝炎等克服実用化研究事業

34億円

「肝炎研究10カ年戦略」を踏まえ、肝炎に関する基礎、臨床研究等を総合的に推進し、肝炎治療実績の大幅な改善につながる成果の獲得を目指す。

・肝炎等克服政策研究事業

2億円

肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる疫学調査や行政的な課題を克服するために必要な研究を進める。



特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正について

- B肝特措法に基づく給付金の支給を受けるためには、施行の日（平成24年1月13日）から5年以内に裁判所に提訴する必要がある。
※ B肝特措法に定める対象者の認定は、裁判上の和解手続き等において行う。
- 現下の請求状況（※）を踏まえると、対象者の多くが提訴していないと考えられるため、当該請求期限を延長する必要があると考える。
※ 法制定当時に推計した対象見込者は約45万人だが、これまでの提訴者数は約2万9千人（平成27年12月）。
※ 提訴件数は今年度に入って増加傾向にあり、現在、毎月約1000件程度。
- また、平成27年3月27日に、国と原告との間で、死亡又は発症後提訴までに20年を経過した「除斥の死亡・肝がん・肝硬変」の患者に和解金等を支払うことを合意しており、当該和解金をB肝特措法に基づく給付金に位置づける。

【改正事項(案)】

(1) 給付金の請求期限の延長

給付金の請求期限（平成29年1月12日まで）を5年間延長し、平成34年1月12日までに提訴した者を支給対象とする。

(2) 支給対象の拡大

死亡又は発症後提訴までに20年を経過した「除斥の死亡・肝がん・肝硬変」の患者に対する給付金を新たに位置づける。

等

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。

※ 給付金等を受けるためには提訴する必要がある。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

(1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金：

※ 支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が実施。

- | | | | |
|----------------------|--------|-------------------------|---------|
| ① 死亡・肝がん・肝硬変(重度) | 3600万円 | ⑤ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎 | |
| ② 肝硬変(軽度) | 2500万円 | ア 現在、慢性肝炎に罹患している者 | 等 300万円 |
| ③ 慢性B型肝炎(④の者は除く。) | 1250万円 | イ 過去、慢性肝炎に罹患した者のうちア以外の者 | 150万円 |
| ④ 無症候性持続感染者(⑥の者は除く。) | 600万円 | ⑥ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者 | 50万円 |

※ 訴訟手当金として、弁護士費用、検査費用を支給。

- (2) **追加給付金：**(1)の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額(⑤及び⑥は全額)を支給他に、⑥については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

3. 請求期限

- 平成29年1月12日までに提訴(和解日等から1か月以内に請求)
- なお、追加給付金は、病態が進展したことを知った日から3年以内に請求(新規の提訴は不要)
- 定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求(新規の提訴は不要)

4. 費用及び財源

- 社会保険診療報酬支払基金に基金を設置し、政府が資金を交付。
- 政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保(法附則)。

5. 見直し規定(附則)

施行後5年を目途に給付金の請求の状況を勘案し、請求期限及び財源について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

提訴者数及び和解者数の推移

